第1回 債務調整等に関する調査研究会

【開催日時等】

〇開催日時:平成20年6月30日(月)17:00~18:30

〇場所 : 総務省7階 省議室

〇出席者 : 宮脇座長、赤井構成員、泉澤構成員、井手構成員、大西構成員、

木村構成員、佐々木構成員、白川構成員、辻構成員、中島構成員、

橋本構成員、菱田構成員

增田総務大臣、久保自治財政局長、御園審議官、栄畑審議官、

平嶋公営企業課長、黒田地方債課長、青木財務調査課長、濵田地域企業経

営企画室長他

【議題】

(1) 資料説明

(2) 意見交換

【配布資料】

○ 資料1~10

【概要】

- 座長より資料1について説明
- 事務局より資料2~10について説明
- ・大臣のほうからもできるだけ早く取りまとめをしたいとのことであったので年内を目途 にまとめていくことになるか。
- ・地域力再生機構ができることを想定して検討することになるか。
- ・損失補償契約で、最終的に三セクとかが破綻したときに地方公共団体が負担しなければ いけない債務は、地方公共団体が負担を負うということが前提となるか。
- ・地方公共団体を破綻させないようにしつつ、かつ銀行には損失補償額を支払うということを前提に、そのスキームを基本的にこの研究会で考えることになるのか。
- ・再生不能な第三セクター、地方公社とか公営企業とかあるわけだが、健全化法の実効性 の効果に基づいてやれることを考えると、時限的にやる話と期限を設けずにやる話と両 方出てくるのではないか。
- ・土地開発公社に関しては債務処理に関するあり方をこの研究会で議論していくものと考えるが、できるだけデータ等を提示して、実際どういうところで債務が大きくなっているのか、どのようなところでうまくいって、どのようなところで問題が起きているのか等について議論ができればよい。
- ・土地開発公社については、会計基準どおりに実態を正しく表しているかという問題がある。
- ・それぞれが多様な問題を抱えているというところをどうするのかということに関心がある。そもそも例えば三セクと公営企業といっても、おそらく住民生活に与えるインパクトは相当違うと思うので、一緒に議論するということに難しさを感じている。

- ・同じ三セクの赤字といっても、例えばリゾート法とか民活法のもとで出てきたようなものと、あるいは90年代に地元の資本とか地元の資源のようなものを活用しながらやっているもの、さらに非常にクリティカルな赤字を抱えているところと、テイクオフをする時期に一般会計が負担して、いずれ回復する見込みがあるというようなもの、様々なものがあり得、そういったものに対して、どの程度踏み込んで多様性をうまく反映するような仕組みをつくっていくのかということが大切。
- ・再建可能性と公的にやらなければいけないものとの垣根というのを何らかの形で整理し、何を対象にお金をつぎこむのかを整理することが非常に重要。
- ・法的整理も含めた手法を抽象的にやってもイメージがわかないため、いろいろなヒアリングの場が設定されればありがたい。
- ・何らかの抜本的な再建プランをつくるには、コストがかかる。ある程度再建できるものはコストをかけるし、そうじゃないものはむしろ清算するという形のめり張りというのが非常に大事。
- ・既存の債務の問題ということになると、どうしてもアドホックな議論になりがちであるが、その一方で、損失補償のあるべき姿というものについても少し議論する必要があるだろう。そもそも損失補償に関する法制度が明確な形で存在しているわけでもないので、あるべき姿についてもある程度の配慮が必要ではないか。
- 責任の明確化の必要があるから債務の整理が進まないというのが非常に大きい。
- ・土地開発公社については正規の手続きで債務負担行為をとって取得していても、簿価が 時価の倍になっているという場合に取得して大丈夫と言いがたい最高裁判決も最近出て いる。
- ・本当に困っているところは、総務省から言われる前に、既に自ら再生等を行っている。 したがって、既にある程度走っているものの足を引っ張らないようにする必要もあるの では。
- 成功事例を担当された地方公共団体の方々の具体的な経験談を聞かせていただきたい。
- 道路公社と土地開発公社に関しては、制度との関係で調整が必要である。